## 議案第55号

天理市印鑑条例及び天理市手数料条例の一部改正について 天理市印鑑条例及び天理市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。 平成28年6月10日提出

天理市長 並 河 健

天理市印鑑条例及び天理市手数料条例の一部を改正する条例 (天理市印鑑条例の一部改正)

第1条 天理市印鑑条例(昭和45年3月天理市条例第4号)の一部を次のよう に改正する。

第12条の3中「接続された」の次に「本市が設置する」を加える。 第12条の6の次に次の1条を加える。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)

- 第12条の7 第12条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回路で接続された民間事業者が設置する専用の端末機をいう。)に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(印鑑登録証明書の交付を受けるために必要な情報が記録されたものに限る。)を使用して暗証番号及び必要事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。
- 2 前項の暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の 認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第2条第5項に規定する 利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証 番号とする。

(天理市手数料条例の一部改正)

第2条 天理市手数料条例(平成12年3月天理市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第19号中「接続された」の次に「本市が設置する」を、「という。)」 の次に「又は民間事業者が設置する専用の端末機(以下「多機能端末機」と いう。)」を加え、同表第23号中「自動交付機」の次に「又は多機能端末機」 を加える。

附則

この条例は、平成28年8月1日から施行する。